

施設概要

利用対象

原則として、県内で活動する美術、工芸品等の創作活動を行う団体

展示作品

県民が創作した絵画、彫塑、工芸、書、デザイン、写真、生花及びこれらに類するもの
※ギャラリー内で作品販売はできません。

利用期間

火曜日から日曜日までの6日間以内
(会場の設営、撤去を含む)

利用時間

午前9時～午後7時(会場の設営、撤去を含む)

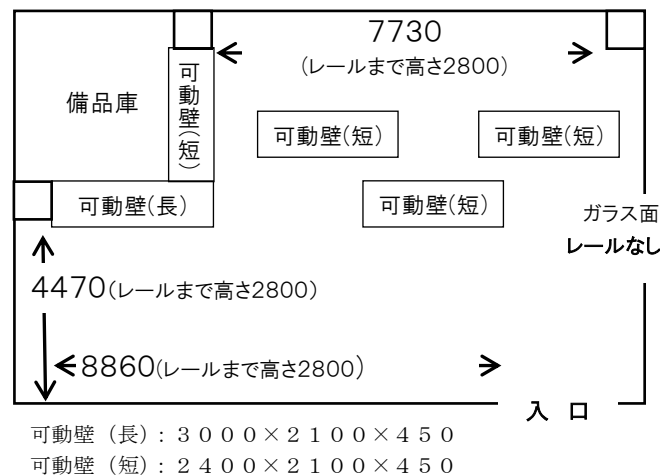
休館日

月曜日、年末年始
※その他館内整備のため臨時休業することがあります。

使用料金

	1日
県内活動団体	3,100円
県外活動団体	6,200円

見取り図 (単位:mm)



申込手続き

1. 申し込み

所定の「利用申込書」「利用申込団体概要」を記入の上、神戸生活創造センター(以下「センター」という)事務所へ提出してください。

※来所での受付となります。

<受付期間>

利用開始日の1年前の月の初日(休館の場合はその翌日)から1ヶ月前まで

※県及びセンターが事業等で使用する期間は除く

<受付時間>

午前9時～午後9時まで

但し、受付開始日は申込みが集中する為、受付時間が異なります。詳細は次項「受付開始日について」をご覧ください。

<受付方法>

先着順

受付開始日について

受付開始日(利用開始日の1年前の月の初日[休館の場合はその翌日])の午前10時から10時30分の間に受け付けます。利用希望期間が重複していた場合は、10時30分より抽選を行いません。この抽選による申込み以降は、先着順で受け付けます。

2. 利用承認

ギャラリー利用規則に基づき、「利用申込書」「利用団体概要」について審査し、申込者に書面にて通知します。

3. 利用許可申請(使用料の納付)

利用承認された団体は「利用許可申請書」をご記入の上、申請期限までに規定の使用料を納付して下さい。申請期限までに申請のない場合は、予約を取り消します。

<申請期間>

予約成立日から2週間以内

<申請時間>

午前9時から午後8時まで

申込手続き

<申請窓口>

センター事務所

4. 「利用内容確認書」の提出 **必須**

提出期限までに「県民ギャラリー利用内容確認書」を記入の上、ご提出ください。

提出方法: 直接窓口、FAX、郵送

5. 「展示会のご紹介」の提出 (任意)

センターによる広報を希望される場合は、「県民ギャラリー展示会のご紹介」をご記入の上、センター事務所へご提出ください。(FAXもしくは郵送も可)

また、各団体個別に作成したPR用のチラシ、ハガキをセンターに設置することを希望される場合は、ご持参ください。

キャンセルについて

利用を取消される場合は、速やかにご連絡ください。尚、定められた期日までに「利用承認取消申出書」を提出の場合は、既に納められた利用料金の一部を返還します。「利用許可申請書」、「印鑑」をご持参ください

(返還率)

期日	返還率
利用開始日の6カ月前まで	利用料金の8割を返還
利用開始日の3ヶ月前まで	利用料金の5割を返還
利用開始日の10日前まで	利用料金の2割を返還

利用について

ギャラリーの施錠・解錠

センターが施錠・解錠を行いません。開始時および終了時にはセンター事務室にご来所もしくはご連絡ください。

作品の搬入・搬出

作品の搬入・搬出は利用期間内に行なって下さい。なお、設備(エレベーター、施設の壁面、扉等)を損傷する恐れのある作品の搬入・搬出はご遠慮下さい。

利用について

クリスタルタワー地下駐車場からの搬入・搬出については事前にお問い合わせください。

付属設備・備品

センターへお問い合わせください。

案内看板

案内看板を利用される場合は、掲示用紙を作成し、展示期間中に所定の場所に掲示してください。また期間終了時には各自で取り外してください。

掲示場所や様式については、センターへお問い合わせください。

作品の管理

使用時間内に展示作品および使用に係る施設、設備はすべて使用者の責任において管理してください。また利用期間中のギャラリー閉鎖時(夜間等)はセンターで管理しますが、不測の事故による紛失、破損等に関しては一切責任を負いません。

原状の回復

利用期間終了後、施設、備品等を原状回復し、センターの点検を受けてください。

施設、備品等を損傷または亡失したときは、必ずセンターに届け出てください。

その他

貴重品は各自で管理願います。

その他

利用の不許可

次のいずれかに該当するときは、利用できません。

- ・設置目的にふさわしくない利用であるとき
- ・公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき
- ・施設または設備を損傷するおそれがあるとき
- ・集団又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織の利益になるとき
- ・政治・宗教活動を目的とした利用であるとき
- ・営利事業を目的とした利用であるとき
- ・問題商法(マルチ商法、先物取引商法、ネズミ講、資格商法、SF(催眠)商法など)に関する利用であるとき
- ・その他管理上支障があるとき

許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、また利用の中止、もしくはセンターからの退場を命じることがあります。

- ・偽りその他不正の手段により許可を受けたとき
 - ・許可を受けた利用目的以外でセンターの施設を利用し、または利用しようとするとき
 - ・センターの施設もしくは設備を損傷し、または損傷するおそれがあるとき
 - ・センターの管理者の指示に従わないとき
 - ・その他センターの管理上支障があるとき
- ※これらの処分により利用者などが被った損害について、センターはその責を負いません。

遵守事項

県民ギャラリーの利用に際しては、以下の事項を遵守してください。

- ・ギャラリー内で火気を使用しない。
- ・使用者は、毎日の退出時に、火気等の点検を行う。
- ・他人に危害を及ぼし、または迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しない
- ・騒音または怒声を発し、暴力を用いその他他人に迷惑を及ぼす行為をしない
- ・ギャラリー内では、出品目録、図録、絵はがき以外の物品を販売しない。
- ・所定の場所以外でポスターを掲示しない
- ・ギャラリー内に特別の設備、装飾等をしない
- ・付属設備、備品等をギャラリーの外へ持ち出さない。
- ・ギャラリー内では画鋏、虫ピンを使用してください。セロテープ、ガムテープ等は厳禁です。
- ・ギャラリー内で飲食・喫煙をしない。

目的外利用等の禁止

センターの施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を他人に譲渡し、もしくは転貸することはできません。

兵庫県立神戸生活創造センター

県民ギャラリー

利用案内



〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-1-3

神戸クリスタルタワー内

TEL:078-360-8530

FAX:078-360-8536

休館:月曜、年末年始

(その他館内整備のため、臨時休館することがございます)

〈平成27年4月1日現在〉